

静岡市中小企業者省エネルギー設備導入事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、環境への配慮に関し自主的な管理に取り組む中小企業者が、省エネルギー設備を導入する事業を支援することにより、二酸化炭素の排出量の削減を図るため、当該事業を実施する中小企業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 法人（国、地方公共団体及び次に掲げる会社を除く。）及び個人事業者をいう。

ア 資本金の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超える会社であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（イからエまでに規定する業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

イ 資本金の額又は出資の総額が1億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が100人を超える会社であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

ウ 資本金の額又は出資の総額が5千万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が100人を超える会社であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

エ 資本金の額又は出資の総額が5千万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が50人を超える会社であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

(2) 省エネルギー設備 設備の更新又は改修により、二酸化炭素の排出量を削減するための設備をいう。

(3) 事業所 市内に所在する工場又は事務所その他の事業場をいう。

(4) 二酸化炭素削減計画書 静岡市中小企業者向け省エネアドバイザー派遣事業実施要綱（平成27年8月12日施行。）に基づき作成した二酸化炭素削減計画書をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当する者で、市長が必要があると認めるものとする。

(1) 中小企業者であること。

(2) エコアクション21認証・登録制度（環境省が策定する「エコアクション21ガイドラ

イン」に基づき、環境への配慮を行う事業者を認証し、登録する制度をいう。)による認証及び登録若しくはISO14001認証制度(国際標準化機構14001に基づき、環境への配慮を行う事業者を認証する制度をいう。)による認証を受けた事業所(エコアクション21認証・登録制度に基づく認証の取得に向けて、審査申込みをしている事業所を含む。)又は二酸化炭素削減計画書を作成した事業所を有すること。

- (3) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第7条第3項、第18条第2項、第101条第2項又は第109条第2項の規定による届出又は静岡県地球温暖化防止条例(平成19年静岡県条例第31号)第12条第1項の規定による温室効果ガス排出削減計画書の提出の対象となっていないこと。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次に掲げる要件の全てに該当する事業で、市長が必要があると認めるものとする。

- (1) 事業所に省エネルギー設備(二酸化炭素削減計画書を作成した事業所にあつては、これに基づく省エネルギー設備に限る。)を導入する事業で、当該事業所の二酸化炭素削減方針に合致するものと市長が認めるものであること。
- (2) 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)の合計額が200万円未満であること。
- (3) 設備費(省エネルギー設備の購入費をいう。)が90万円未満であること。
- (4) 補助金の交付を決定した日以後に工事に着手する事業であること。
- (5) 国、県その他の団体から当該補助事業に係る経費について全部又は一部の補助を受ける事業でないこと。
- (6) 省エネルギー設備を導入する事業所が自己の所有に属しない場合は、所有者から補助事業の実施について承認を受けていること。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助事業に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。

(補助金の額及び補助率)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の10分の1以内の範囲において市長が定める額とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、中小企業者省

エネルギー設備導入事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業計画書（様式第2号）
- (2) 補助事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 事業所周辺の地図
- (4) 事業所の全体配置図
- (5) 現有の設備及び補助事業により導入する設備の配置図
- (6) 現有の設備の写真
- (7) 会社概要及び直近の決算書
- (8) 申請者が法人にあつては登記事項証明書、個人事業者にあつては個人事業の開業届出書の写し若しくは住民票の写し
- (9) エコアクション21認証・登録制度に基づく認証・登録証の写し若しくは認証の取得に係る審査申込書を提出したことを証明する書類若しくはISO14001認証制度に基づく登録証及び登録付属書の写し又は二酸化炭素削減計画書の写し
- (10) 現有の設備及び補助事業により導入する設備の仕様を確認することができる書類
- (11) 補助事業により導入する設備の設置予定場所の現況写真
- (12) 補助事業に係る契約（見積）書等の写し
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
（交付の決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、中小企業者省エネルギー設備導入事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が規則第5条の2各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしない。

（交付の条件）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の

承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(2) 市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(4) 市長が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは、正当な理由がなく拒んではならないこと。

(5) 第15条の規定による報告の求めがあったときは、これに応じなければならないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則、この要綱及び市長が必要であると認める事項を遵守すること。

(補助事業の変更)

第10条 第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第6条第1号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ中小企業者省エネルギー設備導入事業変更承認申請書（様式第5号）に変更後の補助事業計画書（様式第2号）及び補助事業収支予算書（様式第3号）並びに市長が指定する書類を添付して、これを市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更を承認すべきと認めたときは、中小企業者省エネルギー設備導入事業変更承認通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中小企業者省エネルギー設備導入事業中止・廃止承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、承認すべきと認めたときは、中小企業者省エネルギー設備導入事業中止・廃止承認通知書（様式第6号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を得た場合

を含む。)は、完了した日から30日以内又は補助金の交付の決定に係る会計年度の3月15日までに、中小企業者省エネルギー設備導入事業実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるとしてあらかじめ市長の承認を受けた場合は、補助事業を行う年度の3月31日までに提出することができる。

- (1) 補助事業完了報告書(様式第8号)
- (2) 補助事業収支決算書(様式第9号)
- (3) 補助事業により導入した設備の設置状態が確認できる写真
- (4) 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、中小企業者省エネルギー設備導入事業補助金交付確定通知書(様式第10号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

(請求)

第14条 前条の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して30日以内に中小企業者省エネルギー設備導入事業補助金請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(報告の徴収)

第15条 市長は、補助事業者に対して、補助事業の実施による事業効果を把握するために必要な事項について、報告を求めることができる。

(公表)

第16条 市長は、前条の規定により補助事業者から報告のあった内容その他補助事業の実施に関する事項について、必要に応じて公表することができる。

(協力)

第17条 補助事業者は、補助事業による成果の発表その他市長が必要と認める事項について、協力を行うものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の返還を求

めることができる。

(1) この要綱に違反した場合

(2) 補助金を、補助事業以外の用途で使用した場合

(事務の委任)

第19条 第7条、第10条、第11条及び第12条の規定に基づく事務手続は、省エネルギー設備の導入工事を請け負う者その他市長が適当と認める者に委任することができる。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	内容
設計費	補助事業に必要な機械装置等の設計に要する経費（二酸化炭素削減計画書等補助金の申請に必要な書類作成のための基本

	設計費を除く。)
機械装置等購入費	補助事業に必要な機械装置等の購入、製造、修繕、据え付け等に要する経費（土地の取得に係る経費及び賃借料を除く。）
工事費	補助事業の実施に必要な配管、配電等の工事に要する経費（建屋の新築、増築等に係る経費を除く。）

中小企業者省エネルギー設備導入事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所	〔法人にあつては、その 主たる事務所の所在地 法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名〕
申請者 氏名	
電話	

補助金の交付を受けたいので、静岡市中小企業者省エネルギー設備導入事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 補助事業計画書（様式第2号）
- (2) 補助事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 事業所周辺の地図
- (4) 事業所の全体配置図
- (5) 現有の設備及び補助事業により導入する設備の配置図
- (6) 現有の設備の写真
- (7) 会社概要及び直近の決算書
- (8) 申請者が法人にあつては登記事項証明書、個人事業者にあつては個人事業の開業届出書の写し若しくは住民票の写し
- (9) エコアクション21認証・登録制度に基づく認証・登録証の写し若しくは認証の取得に係る審査申込書を提出したことを証明する書類若しくはISO14001認証制度に基づく登録証及び登録付属書の写し又は二酸化炭素削減計画書の写し
- (10) 現有の設備及び補助事業により導入する設備の仕様等が分かる書類
- (11) 補助事業により導入する設備の設置予定場所の現況写真
- (12) 補助事業に係る契約（見積）書等の写し

担当部署	
担当者役職・氏名	
連絡先電話番号	
連絡先E-Mail	

補助事業計画書

1 申請者の概要

主たる事業	
-------	--

2 補助事業の実施場所

事業者の氏名又は名称	
所在地	

3 補助事業実施予定期間

事業着手予定日	年	月	日	事業完了予定日	年	月	日
---------	---	---	---	---------	---	---	---

4 補助事業により導入する設備の概要

1	設備の種類	
	設置場所 メーカー 型式 能力 設置基数 等	
2	設備の種類	
	設置場所 メーカー 型式 能力 設置基数 等	
3	設備の種類	
	設置場所 メーカー 型式 能力 設置基数 等	

5 補助事業による二酸化炭素排出量等の削減効果（年間）

エネルギー種別	エネルギー使用量の削減見込量（※1）		二酸化炭素排出量の削減見込量（※2）	
電 気		kWh		kg - CO ₂
都市ガス		m ³		kg - CO ₂
L P G		kg (m ³)		kg - CO ₂
灯 油		ℓ		kg - CO ₂
A重油		ℓ		kg - CO ₂
その他				kg - CO ₂
計				kg - CO ₂

（※1）複数の設備を導入した場合は合算の削減見込量を記載する。

（※2）二酸化炭素排出量の削減見込量は、エネルギー種別毎の削減見込量に市長が定める係数を乗じて算出する。

【エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量の削減見込に関する説明】

--

6 契約（見積）書の金額内訳

項目	金額	備考
①補助対象経費(税抜)	円	
②補助対象外経費(税抜)	円	
小計（①＋②）	円	
消費税額	円	
契約（見積）額	円	契約(見積)書の契約(見積)金額と一致すること。

※ ①補助対象経費(税抜)の金額は、下記7の(1)の金額と一致すること。

※ 複数の契約(見積)がある場合はその合計額を記載し、備考欄に契約ごとの金額を記載すること。

7 補助金交付申請額の算定

(1) 補助対象経費(税抜)①	円
(2) 補助金交付申請額 (①の1/10(千円未満切捨て))	円

※ (1)の金額は、上記6の①及び様式第3号 補助事業収支予算書の「(2)支出」の小計の金額と一致すること。

補助事業収支予算書

(1) 収入

区分	予算額	備考
自己資金（借入金含む。）	円	
市補助金	円	中小企業者省エネルギー設備導入事業補助金
寄附金その他	円	
合計	円	

※ 補助対象経費に係る収入のみを記載すること。

※ 合計の金額は、(2) 支出の合計の金額と一致すること。

(2) 支出

費目	予算額	備考	
補助対象経費 (税抜)	設計費	円	
	機械装置等購入費	円	
	工事費	円	
	その他	円	
小計	円		
消費税	円		
合計	円		

※ 補助対象経費に係る支出のみを記載すること。

※ 小計の金額は、様式第2号 補助事業計画書の「6 契約（見積）書の金額内訳」の①及び「7 補助金交付申請額の算定」の(1)の金額と一致すること。

※ 合計の金額は、上記(1)収入の合計と一致すること。

※ 複数の契約（見積）がある場合はその合計額を記載し、備考欄に契約ごとの金額を記載すること。

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

中小企業者省エネルギー設備導入事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、静岡市中小企業者省エネルギー設備導入事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の時期

3 交付の条件

(1) 次に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

ア 補助事業の目的及び内容

イ 補助事業の事業計画及び収支支出の予算

ウ 交付を受けようとする補助金の算出の基礎

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承

認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

- (5) 市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (7) 市長が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは、正当な理由がなく拒んではならないこと。
- (8) 静岡市中小企業者省エネルギー設備導入事業補助金交付要綱第15条の規定による報告の求めがあったときは、これに応じなければならないこと。
- (9) (1) から (8) までに掲げるもののほか、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号）、静岡市中小企業者省エネルギー設備導入事業補助金交付要綱及び市長が必要があると認める事項を遵守すること。

様式第5号（第10条、第11条関係）

中小企業者省エネルギー設備導入事業変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

	住所	〔法人にあつては、その 主たる事務所の所在地 法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名〕
申請者	氏名	
	電話	

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業の変更・中止・廃止について、承認を受けたいので、静岡市中小企業者省エネルギー設備導入事業補助金交付要綱第10条・第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 変更・中止・廃止の内容
- 2 変更・中止・廃止の理由
- 3 交付決定額 円
- 4 変更申請額 円

様式第6号（第10条、第11条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

中小企業者省エネルギー設備導入事業変更・中止・廃止承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更・中止・廃止については、静岡市中小企業者省エネルギー設備導入事業補助金交付要綱第10条・第11条の規定により、次のとおり承認したので、通知します。

承認の内容

様式第7号（第12条関係）

中小企業者省エネルギー設備導入事業実績報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

	住所	〔法人にあつては、その 主たる事務所の所在地〕
報告者	氏名	
	電話	〔法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業が完了したので、静岡市中小企業者省エネルギー設備導入事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 交付決定額 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- （1）補助事業完了報告書（第8号様式）
- （2）補助事業収支決算書（第9号様式）
- （3）補助対象経費の支払を証する書類の写し
- （4）補助事業により導入した設備の設置状態が確認できる写真

補助事業完了報告書

1 補助事業の実施場所

事業者の氏名又は名称	
所在地	

2 補助事業実施期間

事業着手日	年 月 日	事業完了日	年 月 日
-------	-------	-------	-------

3 補助事業により導入する設備の概要

1	設備の種類	
	設置場所 メーカー 型式 能力 設置基数 等	
2	設備の種類	
	設置場所 メーカー 型式 能力 設置基数 等	
3	設備の種類	
	設置場所 メーカー 型式 能力 設置基数 等	

4 補助事業による二酸化炭素排出量等の削減効果（年間）

エネルギー種別	エネルギー使用量の削減見込量（※1）		二酸化炭素排出量の削減見込量（※2）	
電 気		kWh		kg - CO ₂
都市ガス		m ³		kg - CO ₂
L P G		kg (m ³)		kg - CO ₂
灯 油		ℓ		kg - CO ₂
A重油		ℓ		kg - CO ₂
その他				kg - CO ₂
計				kg - CO ₂

（※1）複数の設備を導入した場合は合算の削減見込量を記載する。

（※2）二酸化炭素排出量の削減見込量は、エネルギー種別毎の削減見込量に市長が定める係数を乗じて算出する。

5 契約書の金額内訳

項 目	金 額	備 考
①補助対象経費(税抜)	円	
②補助対象外経費(税抜)	円	
小計（① + ②）	円	
消 費 税 額	円	
契 約 額	円	

6 補助金交付請求額の算定

(1) 補助対象経費(税抜)①	円
(2) 補助金交付請求額 (①の1/10(千円未満切捨て))	円

※（1）の金額は、上記5の①及び様式第9号 補助事業収支決算書の「(2) 支出」の小計の金額と一致すること

補助事業収支決算書

(1) 収入

区分	決算額	備考
自己資金（借入金含む。）	円	
市補助金	円	中小企業者省エネルギー設備導入事業補助金
寄附金その他	円	
合計	円	

※ 補助対象経費に係る収入のみを記載すること。

※ 合計の金額は、下記（2）支出の合計の金額と一致すること。

(2) 支出

費目	決算額	備考
補助対象経費 (税抜)	設計費	円
	機械装置等購入費	円
	工事費	円
	その他	円
小計	円	
消費税	円	
合計	円	

※ 補助対象経費に係る支出のみを記載すること。

※ 小計の金額は、様式第8号の「5 契約書の金額内訳」の①及び「6 補助金交付請求額の算定」の（1）の金額と一致すること。

※ 合計の金額は、上記（1）収入の合計と一致すること。

※ 複数の契約がある場合はその合計額を記載し、備考欄に契約ごとの金額を記載すること。

様式第10号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

中小企業者省エネルギー設備導入事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した補助金の交付について確定したので、
静岡市中小企業者省エネルギー設備導入事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり
通知します。

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |

